

宮崎太陽銀行保証申込サービス利用規定

宮崎太陽銀行保証申込サービス利用規定（以下「本規定」といいます）は、株式会社宮崎太陽銀行（以下「当行」といいます）が提供する SaaS 型クラウドサービス「保証申込サービス」（インターネット経由でソフトウェアをサービスとして利用する仕組み。以下「本サービス」といいます）をお客さまが利用する際に当行とお客さまとの間で適用される事項を定めるものです。

第1条 本サービスの内容

本サービスでは、当行が本サービスの利用を承諾したお客さま（以下「利用者」といいます）が、インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォン、タブレット等（以下「端末」といいます。なお、デバイスによっては、一部利用できないサービスがあります）から本サービスを介して、信用保証協会の融資制度利用に係る信用保証委託申込み（以下「委託申込み」といいます）等の手続きをインターネット上の専用画面（以下「ウェブページ」といいます）でおこなうことができます。

第2条 本サービスの利用申込み

- (1) 本サービスの利用にあたり、利用者は、本規定の内容を承諾したうえで、「保証申込サービス利用申込書兼確認コード届出書」（以下「申込書」といいます）に次の各号に定める項目を記載し、当行へ提出するものとします。
 - ① 利用者の住所・氏名・電話番号、利用者が法人の場合は代表者名
 - ② 本サービスを使用して委託申込みができる権限を有す者（以下「承認者」といいます。なお、利用者が個人の場合は承認者を兼務します）の氏名および電子メールアドレス
 - ③ 承認者が本サービスへのログイン時に使用するユーザID、確認コード（初期設定およびパスワード初期化の本人確認時に使用します）
- (2) 当行は、本サービスの利用を承諾する場合、承認者が申込書によりお申出された電子メールアドレス宛に「本サービスの利用者ごとに発行される番号」（以下「お客さま番号」といいます）を受領することができるウェブページの URL を記載した電子メールを送信します。
- (3) 当該メールを受信した承認者は、ウェブページにおいてお客さま番号を受領するとともに、後記第3条第1項に則し、パスワードを設定するものとします。
これにより、本サービスの利用を開始することができます。
- (4) 当行は、利用者が本サービスの利用登録が確認できた時点で、利用者から提出された申込書を廃棄等により処分することができものとします。
- (5) 利用者は、各承認者が設定したパスワードについて、承認者本人以外のものが知り

得ないよう厳重に管理するものとし、パスワードの不正または不適切な使用について、当行は一切責任を負わないものとします。

- (6) 利用者から提出された申込書の内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて申込書の提出を要するものとします。この場合、当行は、既に提出された記載に不備のある申込書を返送・廃棄等により処分することができるものとします。
- (7) 当行は、本サービスの利用を承諾しない場合がありますが、その理由については一切開示しないものとします。また、当行は、本サービスの利用を承諾した場合であっても、委託申込みに基づく信用保証協会宛の保証依頼をおこなう義務を負わないものとします。

第3条 パスワードの設定

- (1) 利用者は、承認者が当行からお客さま番号を受け取った場合には、各承認者により直ちに当行所定の方法で本サービスの利用に必要な承認者のパスワードを設定させるものとします。設定するパスワードは生年月日、電話番号、同一数字等、他人から推測されやすい番号の指定は避けるものとします。
- (2) 当行において不正もしくは不適切な使用の恐れがあると認めた場合、またはパスワードにつき、所定の回数以上誤入力となされた場合、当行は利用者および承認者に対して事前に通知することなく、本サービスの利用を停止することがあります。利用を停止された承認者が利用を再開するためには、当行所定の手続きを取るものとします。なお、当行は、かかる利用の停止により利用者、承認者その他の第三者が被った損害に、一切の責任を負わないものとします。

第4条 本サービスの利用環境等

- (1) 利用者および承認者は、本サービスを利用する際には、インターネットに接続されている等、当行所定の環境を備えた端末を用いておこなうものとします。ただし、利用者および承認者が使用する端末・ソフトウェア等によっては、個別の設定がなされている場合等の事情により本サービスを利用することができない場合があります。その場合は、利用者または承認者の責任において、本サービスを利用することができる端末およびソフトウェア等の取得・設置・管理等をおこない、また、付帯する一切の費用についても負担するものとし、当行はこれらについて一切の責任を負わないものとします。
- (2) 本サービス申込みに伴う事務手数料、本サービス利用に伴う使用料等は、無料といたします。ただし、本サービスの利用に伴い発生する電話料金、通信料金、専用回線使用料等、一切の費用については、利用者が負担するものとし、当行はこれらについても一切の責任を負わないものとします。
- (3) 本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、この時間は、事前の通知なく変更することがあります。また、臨時のシステム調整等により、本サービ

スの全部または一部を利用することができない場合があります。

第5条 本人の意思に基づく取引

- (1) 本サービスのご利用に際しては、お客さま番号、ユーザID、パスワードを使用される端末に正確に入力するものとします。なお、当行に通知されたユーザID、パスワードと当行に登録されているお客さま番号、ユーザID、パスワードとが一致した場合には、承認者の意思によるものとみなします。
- (2) 本条第1項の状況下で、本サービスの利用をおこなった場合には、当該利用は承認者の意思によるものとみなします。
- (3) 承認者の意思による本サービスの利用（本条第2項に基づき承認者の意思によるものとみなされる場合を含みます）は、利用者の意思によるものとみなします。

第6条 パスワードの管理

- (1) パスワードは、利用者および承認者自身の責任において厳重に管理し、利用者はパスワードを承認者本人以外の者に一切開示しないものとします。また、承認者についても自身のパスワードを他人に開示することなく管理するものとします。
- (2) パスワードを所定の回数以上誤入力し失効した場合や失念した場合、または盗用その他不正使用の恐れがある場合、利用者または承認者はパスワードの変更・再発行（初期化）手順をおこなう等、当行所定の手続きを直ちにおこなうものとします。

第7条 委託申込み手続き

- (1) 本サービスを利用して委託申込みする内容は、ウェブページに承認者が入力するものとします。なお、承認者による委託申込みは、利用者の意思によるものとみなします。
- (2) 本サービスから送信された委託申込みは、申込書において承認者ごとにお申出された電子メールアドレス宛に「信用保証委託申込受付のお知らせ」の電子メールが返信された時点で受付完了となります
- (3) 当行は、利用者または承認者の依頼に基づき、本サービスを利用して委託申込みする内容の代行入力ができるものとします。その場合、利用者は、あらかじめ当行所定の方法により代行入力の依頼をおこなうものとします。また、当行が代行入力する場合は、申込書において承認者ごとにお申出された電子メールアドレス宛に「信用保証委託申込の代行作成に関するお知らせ」の電子メールを信用保証協会に保証依頼をおこなう前までに送信し、代行入力を承諾する旨通知するものとします。なお、当行の代行入力による委託申込みは、利用者の意思によるものとみなします。
- (4) 当行は、本条第1項および第3項の委託申込みについて、申込内容が妥当と認められる場合には、当行から信用保証協会宛に本条第1項および第3項の委託申込み

基づく信用保証依頼をおこないます。信用保証協会宛保証依頼がおこなわれた委託申込みの内容は、ウェブページ上で当行所定の期限まで閲覧することができます。

- (5) 利用者と当行との間で委託申込みの内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当とします。
- (6) 委託申込みについて、訂正、取下げ、取消しなどが発生した場合は、当行所定の手続きに従うものとします。

第8条 セキュリティー対策

利用者は、利用者および承認者が利用する端末へのセキュリティーソフト導入等のセキュリティー対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用するものとします。なお、当該対策・措置等にかかる一切の費用は利用者または承認者が負担するものとし、当行はこれらについて、一切の責任を負わないものとします。

第9条 免責事項

- (1) 本サービスを利用したこと、または次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能・取扱いの遅延等により生じた損害については、当行は一切の責任を負わないものとします。
 - ① 天災もしくは人災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由がある場合
 - ② 通信機械およびコンピュータ等に障害が生じた場合
 - ③ 電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、回線の不通、もしくは混雑、通信経路における取引情報の漏洩、通信業者のシステム障害等が生じた場合
 - ④ 技術上もしくは運用上緊急に本サービスに関するシステムを停止する必要があると当行が判断した場合
 - ⑤ その他、当行の責めに帰すべからざる事由が発生した場合
- (2) 当行が、お客さま番号、ユーザID、パスワードの一致を確認し、委託申込みを取扱った場合は、お客さま番号、ユーザID、パスワードにつき不正使用・盗用および改ざん・盗み見その他の事故があっても、それにより生じた損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます）、当行は利用者または承認者の承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続きに基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 本サービスを利用したことによる損害は、当行に重大な過失がある場合を除き利用者が一切の責任を負うものとします。なお、当行に重大な過失がある場合の損害賠償

償責任は、利用者に通常生じる直接の損害に限るものとします。

第10条 届出事項の変更等

- (1) 利用者は、利用者または承認者に以下の事由が生じた場合には直ちに当行に届け出るものとします。
 - ① 利用者または承認者に相続の開始があった場合
 - ② 利用者または承認者が破産手続開始の決定を受けた場合
 - ③ 利用者または承認者が後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けた場合
 - ④ 本条各号に定めるほか、利用者が承認者の変更その他の事由により承認者としての権限を喪失した場合
- (2) 利用者は、承認者を変更する場合、当行所定の手続きによりその旨を当行に届け出るものとします。
- (3) 届出事項の変更は、当行所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じず、届出前に利用者または承認者に生じた損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。

第11条 届出連絡先への通知

- (1) 当行は利用者または承認者に対し、利用内容等について通知・照会・確認をおこなうことがあります。その場合、利用者が当行所定の方法によりあらかじめ当行に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。
- (2) 当行が本条第1項に基づく連絡先に通知、照会または確認を発信もしくは発送した場合には、これらが延着、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第12条 解約等

- (1) 本サービスの利用契約については、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、利用者は本サービスでの委託申込みに基づく債務が残存している場合は、本サービスを解約することができないものとします。なお、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
- (2) 当行は解約に際し、本サービスにより委託申込みをした取引等の内容や利用者および承認者等に関する情報を交付しないものとし、利用者および承認者は、本サービス利用に関する必要な情報を自ら保管するものとします。
- (3) 本条第1項に基づく解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続きを完了したときに生じるものとします。なお、本条第1項の通知後、解約手続き完了までに生じた損害については、当行は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 利用者または承認者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつで

も、利用者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止できるものとします。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始等その他これらに類似する手続きの申し立てがあった場合
 - ② 利用者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
 - ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - ④ 本項3号のほか、利用者の信用情報に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合
 - ⑤ 解散その他営業活動を休止した場合
 - ⑥ 本規定に定める届け出（変更の届け出を含みます）につき、届け出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
 - ⑦ 利用者または承認者が不正な取引をおこなったときと当行が判断した場合
 - ⑧ 利用者または承認者が法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為をおこなった場合、または、該当するおそれがあると当行が判断した場合
 - ⑨ 本規定、銀行取引約定書、その他利用者が当行との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
 - ⑩ 本項各号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合
- (5) 利用者または承認者に前項各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも本サービスの利用契約を解約することができるものとします。この場合、利用者への通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を利用者があらかじめ届け出た住所へ送付したときに、本サービスの利用契約は解約されたものとします。
- (6) 本条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。

第13条 反社会的勢力の排除

利用者は、利用者または承認者が次の（1）の各号いずれかに該当し、もしくは（2）の各号のいずれかに該当する行為をし、または（1）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または当行からの通知により本サービスの利用契約が解約されても異議を申し立てることができないものとします。なお、これにより利用者に損害が生じた場合でも、当行は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、利用者がその損害を賠償するものとします。

- (1) 利用者は利用者または承認者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 利用者は利用者または承認者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにても該当する行為をおこなわないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いてまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第 14 条 海外からの利用について

利用者または承認者は、本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度、または通信事情につき利用者および承認者自身の責任で事前に確認するものとします。なお、外国の法律、制度、または通信事情等により利用者または承認者が本サービスを利用したことまたは利用ができなかったことに伴い損害が生じたとしても、当行は一切の責任を負わないものとします。

第 15 条 サービスの変更・停止・廃止

当行は、当行の都合により本サービスの内容を変更し、また、本サービスを停止もしくは廃止することができます。この場合、利用者は当行に対し一切の異議を申し立てず、かつ本サービスの内容変更、停止、または廃止によって生じた損害について、当行に対する賠償その他一切の請求をおこなわないものとします。

第 16 条 規定の準用

本規定に定めのない事項は、当行所定の各関連規定により取り扱うものとします。なお、本規定において定義のない用語で、上記各関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

第 17 条 規定の変更等

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、本サービスの内

容変更その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を当行ホームページへの掲載にて公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、利用者の同意の有無にかかわらず、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 18 条 権利・義務の譲渡・質入の禁止

利用者および承認者は、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第 19 条 秘密保持

利用者および承認者は、本規定に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第 20 条 有効期間

本規定の有効期間は申込日から1年間とし、利用者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 21 条 準拠法と管轄

本規定および本規定に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2025年7月制定)